

認可保育所を利用している
保護者各位

八王子市子ども家庭部保育幼稚園課

新型コロナウイルス感染拡大防止のための登園自粛に伴う保育料等の減免について

市内の保育施設では、保育士の配置基準の確保及び感染拡大のリスク抑えるため、御家庭で保育が可能な方におかれましては、登園自粛と早めのお迎えに御協力いただいているところです。

つきましては、登園自粛に対しての保育料等の減免について、次のとおり決定いたしましたのでお知らせします。

0～2歳児クラスの保育料の減免について

<対象者>

市内在住の認可保育所、認定こども園、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育に在園する3号認定の幼児保護者の方で、令和2年3月2日から同月31日までの期間の一般保育を提供する日（土曜日を含む。）のうち、登園日数が9日以下の場合

<減免する額>

令和2年3月分保育料全額

<手続方法>

減免申請書を園から受け取り、令和2年3月31日までに、在籍している保育施設へ御提出ください。

また、八王子市に保育料の口座振替登録をされていない方は、あわせて口座振替依頼書を御提出ください。

<還付の時期>

令和2年3月31日までに御提出いただいた方は、同年5月29日までに、御登録いただいた口座へお振込みいたします。

3～5歳児クラスの副食費の取扱いについて

3歳～5歳児クラスの副食費については、施設によって取扱いが異なりますので、在籍している保育施設へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号

八王子市子ども家庭部保育幼稚園課

総務・徴収担当

電話 042-620-7247（直通）